

令和4年度

第380回沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局

議長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>ただいまから令和4年度第380回総会を開催いたします。</p> <p>事務局より報告がありますので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>本日総会出席の農業委員の皆様、こんにちは。事務局から報告いたします。</p> <p>第380回総会開催にあたり、出席待機をお願いした農業委員へのご報告をいたします。沖縄県は新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律により、沖縄県医療非常事態宣言を発出しました。このことから、新型コロナウイルスの感染症拡大の抑制及び拡大を防ぐため、農業委員会組織運営等につきましても令和2年4月8日付、全国農業会議所からの運営方針により、次のとおりといたします。総会出席の2分の1以上の委員参加で総会成立となりますので、8名の委員を招集し、6名の委員を待機といたしました。議事運営におきましても、1号議案1件、2号議案1件、3号議案2件、4号議案1件、5号議案9件、6号議案1件について一括して意見を求めることといたします。また、現地調査報告もお読みください。以上でございます。</p>
議長	<p>沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は14名中8名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、5番の島袋貴委員、7番の宮城徳重委員、お願いいたします。</p> <p>議案書及び見取り図は事前にお配りしておりますので、調査報告については割愛させていただきます。</p> <p>議案第1号、受付番号1番、農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願出書に対する意見について、議案第2号、受付番号3番、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、議案第3号、受付番号6番から7番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、議案第4号、受付番号2番、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、議案第5号、受付番号24番から32番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、議案第6号、受付番号12番、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）について、以上6議案について、委員の意見を求めます。はい、7番、宮城委員どうぞ。</p>
7番	<p>議案第1号の番号1番の件ですが、この願出届といいますが、住所が八重瀬町になっているのですが、経営者の経営は今28.5aあるわけですけど、どこで経営しているのか、それをちょっと教えてください。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。この申請者は八重瀬町の富盛において農業を経営しております。</p>

7 番	<p>もうじゃあこちらのほうでまたバナナを作る予定なんだが、両方一人でやるという話なんですね。</p> <p>それと年齢のほうもちょっと教えてもらえますか。</p>
事務局	<p>年齢は64歳になります。</p>
事務局	<p>ちょっと補足してよろしいでしょうか。八重瀬町富盛のほうで3筆畑をしております、作目がサトウキビとなっております。八重瀬町では既存の畑が2,849㎡となっております。</p>
7 番	<p>はい、私は以上です。</p>
議長	<p>よろしいですか。どうぞ、ほかにもありましたら。はい、どうぞ。4番、仲宗根光夫委員。</p>
4 番	<p>現地調査という報告はなかったんだけど、一応自分4番と6番の大城委員と調査には行っております。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長	<p>進行の声が上がっております。進行してもよろしいですか。</p> <p>「はい」の声あり</p>
議長	<p>進行いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号1番、農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願出書に対する意見については証明。議案第2号、受付番号3番、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認相当。議案第3号、受付番号6番から7番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見については許可相当。議案第4号、受付番号2番、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認相当。議案第5号、受付番号24番から32番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見については許可相当。議案第6号、受付番号12番、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）については承認。以上6議案について、異議はありますか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしの声。</p> <p>議案第1号、受付番号1番、農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地</p>

<p>議長</p>	<p>等の買受適格証明願出書に対する意見については証明。議案第2号、受付番号3番、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認相当。議案第3号、受付番号6番から7番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見については許可相当。議案第4号、受付番号2番、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認相当。議案第5号、受付番号24番から32番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見については許可相当。議案第6号、受付番号12番、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）については承認。以上6議案について、賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>全員が賛成でありますので、議案第1号、受付番号1番、農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願出書に対する意見については証明。議案第2号、受付番号3番、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認相当。議案第3号、受付番号6番から7番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見については許可相当。議案第4号、受付番号2番、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認相当。議案第5号、受付番号24番から32番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見については許可相当。議案第6号、受付番号12番、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）については承認といたします。</p> <p>議案第1号から第6号までのご審議、大変お疲れさまでございました。これをもちまして、令和4年度第380回総会を閉会いたします。</p>
-----------	---

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和4年7月26日

会長 池宮城 威基 印 
 議長 池宮城 威基 印 
 5番 島 稔貴 
 7番 宮城 徳重 